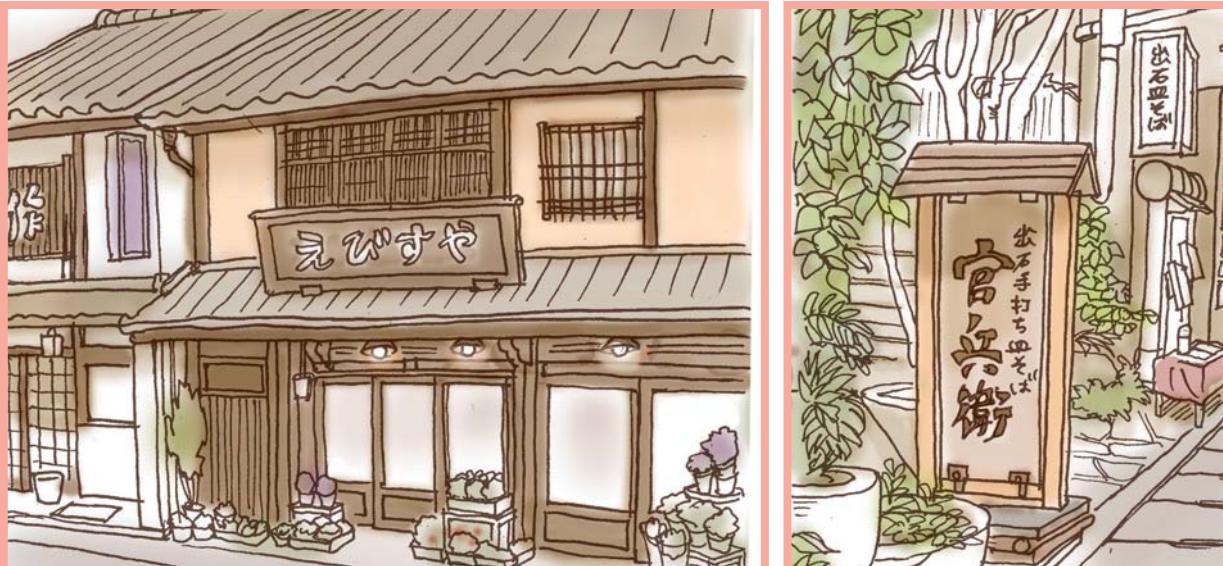
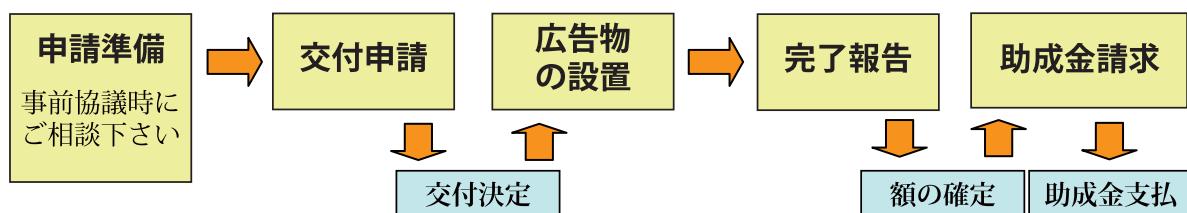


5 広告景観形成基準に基づく屋外広告物のイメージ



6 修景助成制度

広告景観モデル地区内において、地域と調和した良好な広告景観を推進するため、屋外広告物の修景に対して、予算の範囲内で一定の助成を受けることができます。助成を受けられる場合には、定められた申請様式に必要書類を添付のうえ、屋外広告物の設置前までに交付申請を行ってください。



お問い合わせ

豊岡市 都市整備部 都市整備課 景観政策係

〒668-8666 豊岡市中央町2番4号

TEL: 0796-23-1712

FAX: 0796-24-8254

E-mail: toshi@city.toyooka.lg.jp

(平成27年3月作成)

豊岡市景観ガイドライン

出石城下町広告景観モデル地区



豊 岡 市

1 広告景観モデル地区について

屋外広告物と地域環境との調和を図ることが特に必要な地区を「広告景観モデル地区」として指定し「広告景観形成基準」を定めるとともに、屋外広告物の修景に要する経費の一部を助成することにより、良好な広告景観の形成に向けた地域の方々の取り組みを支援します。

2 出石城下町広告景観モデル地区の基本方針

山々に囲まれ、谷山川をはじめいくつかの水路が流れる豊かな自然環境や、今もなお伝統的な町家形式の家々や社寺、武家屋敷が建ち並ぶ歴史的な景観と調和した良好な広告景観の誘導を図ります。

- 地域の特色ある建築物と調和させ、町家の連續性に考慮します。
- 伝統的様式を基本に、優れた質の高いデザインをめざします。
- 暖簾(のれん)等の簡易広告物を利用し、まちの賑わいを演出します。

3 出石城下町広告景観モデル地区の区域

以下の図の区域を広告景観モデル地区に指定しています。



4 広告景観形成基準

(1)共通基準

項目	共通基準
形態	<ul style="list-style-type: none"> ● 電柱利用広告物、街灯利用広告物は設置しない。 ● 電光掲示板は設置しない。 ● 自家用広告物以外は建て植えを基本とする。

項目	共通基準
位置・配置	<ul style="list-style-type: none"> ● 単独の案内誘導広告物は設置しない。 ● 屋上広告物は設置しない。 ● 道路上に突出しない。 ● 置看板は路上に設置しない。
規模	<ul style="list-style-type: none"> ● 総面積は10m²以下とする。 ● 原則として、建植・壁面・庇・袖・置看板をそれぞれ1個以下とする。 ● 置看板を設置する場合は、できるだけコンパクトなものとする。
材料	<ul style="list-style-type: none"> ● 木・布・石等の素材を基本とする。 ● 地色・文字色を含め、色数は3色以下とする。
色彩	<ul style="list-style-type: none"> ● 地色は低彩度色(低彩度色とは、マンセル色票系において、R、YR系の色相については彩度6以下、Y系の色相については彩度4以下、その他の色相については彩度2以下の色をいう。本モデル地区において以下同じ。)とする。
表示内容 デザイン	<ul style="list-style-type: none"> ● 店名表示を基本とし、メーカー広告・商品広告の表示を控える。 ● 城下町としての歴史的町並みに調和するデザインを基本とする。
照明	<ul style="list-style-type: none"> ● 主要な広告物には照明を設置する。 ● 回転灯を利用した広告物は設置しない。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ● 業種に応じた共通の表示を工夫する。 ● 自動販売機の壁面を利用した広告物は、町並みとの調和に配慮する。 ● 町家景観と調和が必要な場所にあっては、自動販売機の設置は控える。

(2)個別基準

項目	個別基準(自家用広告物)
建植広告物	<ul style="list-style-type: none"> ● 原則として2車線道路沿道のみ可能とし、他の場所では掲出しない。 ● 道路境界より0.5m離す。 ● 高さは7m以下かつ屋根の軒先を超えない高さとする。 ● 面積は両面で10m²以下、片面5m²以下とする。 ● 原則として道路に直角に設置するものは、板面状による2面表示とする。 ● 建物の屋根と調和した屋根をつける。 ● 高彩度色(高彩度色とは、マンセル色票系において、彩度が10以上の色をいう。本モデル地区において以下同じ。)は1色以下とし、アクセント色として使用する。 ● 店名、業種の表示を基本とする。
壁面広告物	<ul style="list-style-type: none"> ● 2階の壁面以下とし、窓面をふさがない。 ● 面積は2m²以下とする。 ● 原則として木質系の材料を使用する。 ● 地色は木の素材色とし、文字は低彩度色、または無彩色とする。
突出広告物 (庇看板)	<ul style="list-style-type: none"> ● 2階以上の建物においては、1階庇の屋根上に設置する。 ● 原則として平屋建ての場合は設置しない。 ● 建物正面の中心または入口上部に設置する。 ● 2階窓面をふさがない位置・大きさとする。 ● 横幅は建物間口の1/2以下かつ3m以下とする。 ● 板面は木製とし、地色は素材色、文字色は低彩度色とする。 ● 建物の屋根と調和した屋根をつける。 ● 店名の表示を基本とする。 ● 外照式照明を設置する。
突出広告物 (袖看板)	<ul style="list-style-type: none"> ● 1階もしくは2階の庇の下に設置し、3階以上には設置しない。 ● 軒から突出させない。また、道路上にはみ出さない。 ● 1階に設置する場合は、道路境界より0.5m以上離す。 ● 板面は木製とし地色は素材色、文字色は低彩度色とする。 ● プラスチック等を使用する場合は、木枠を併用する。 ● 店名、業種の表示を基本とする。 ● 建物の屋根と調和した屋根をつける。
暖簾等	<ul style="list-style-type: none"> ● 店先には原則として暖簾を設置し、色は日本の伝統色に配慮したものとする。 ● のぼり・暖簾等の簡易広告物は、2階以上の高さに設置しない。 ● のぼり等による企業広告は掲載しない。
その他広告物	<ul style="list-style-type: none"> ● 自己敷地内に設置し、道路上に設置しない。 ● 日除けテントには原則として広告物を掲出しない。 ● ポスター類の掲出はできるだけ避ける。 ● 窓面はふさがないようする
項目	個別基準(管理用広告物・案内図板・案内誘導広告物)
管理用広告物	<ul style="list-style-type: none"> ● 形態は建て植えとし、高さは1.5m以下とする。 ● 個数は2個以下とし、面積はそれぞれ1m²以下とする。 ● 地色は白またはこれに近い色とし、文字色は黒またはこれに近い色とする。 ● 屋根をつける。
案内図板	<ul style="list-style-type: none"> ● 形態は建て植えとし、高さは2m以下とする。 ● 面積は4m²以下とする。 ● 公共案内図としての機能を持たせる。 ● 派手なデザインは避け、誘導広告と共に存させる。 ● 屋根をつける。
案内誘導広告物	<ul style="list-style-type: none"> ● 商店街等の誘導は公共サインと共に存させる。 ● 単独の案内誘導広告物は設置しない。